

建設関係<つづき>

52	公共下水道受益者負担金 (厚生住宅)	4市町村で実施していますが、負担者に違いがあります。 合併時、佐久市の例により統一します。 負担者 土地所有者が佐久市の場合は佐久市負担、土地所有者が入居者又は親族の場合は、土地所有者負担																					
53	会計制度(公共下水道)	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)は公営企業会計、浅科村・御代田町は特別会計を実施しています。合併時、現行どおりとし、新市において公営企業会計に移行していきます。																					
54	生活排水処理基本計画	4市町村とも策定しています。合併後1年以内に基本計画を策定します。																					
55	個別排水処理施設整備計画	御代田町が策定しています。合併後1年以内に生活排水処理基本計画に基づき策定します。																					
56	個別排水処理特別会計	御代田町が実施しています。 合併時、現行どおりとし、新市において公営企業会計に移行していきます。																					
57	個別排水処理施設整備事業分担金	御代田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。																					
58	指定工事店登録等手数料 (公共下水道)	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)、浅科村、御代田町で手数料に違いがあります。 合併時、排水設備確認検査手数料は佐久下水道組合の例により、その他手数料については御代田町の例により統一します。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">手数料</td> <td style="padding-right: 20px;">排水設備確認検査手数料</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定工事店の指定</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定工事店の指定の更新</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定工事店証の再交付・書換え交付</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>責任技術者の登録</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>責任技術者の登録の更新</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>責任技術者の登録の再交付・書換え交付</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> </table>	手数料	排水設備確認検査手数料	400円		指定工事店の指定	10,000円		指定工事店の指定の更新	5,000円		指定工事店証の再交付・書換え交付	2,000円		責任技術者の登録	5,000円		責任技術者の登録の更新	2,000円		責任技術者の登録の再交付・書換え交付	1,000円
手数料	排水設備確認検査手数料	400円																					
	指定工事店の指定	10,000円																					
	指定工事店の指定の更新	5,000円																					
	指定工事店証の再交付・書換え交付	2,000円																					
	責任技術者の登録	5,000円																					
	責任技術者の登録の更新	2,000円																					
	責任技術者の登録の再交付・書換え交付	1,000円																					
59	水洗化促進補助金(公共下水道)	臼田町が実施しています。平成16年度で事業終了するため廃止します。																					
60	合併処理浄化槽維持管理補助	臼田町が実施しています。新市の浄化槽協会に加入となるため、合併時、廃止します。																					

教育関係

61	学校医委嘱・解職	学校医の推薦方法・業務内容に違いがあります。又、佐久市が帯同看護師に賃金が支払われています。 合併時、学校医の推薦方法・業務内容は佐久市の例により統一します。報酬・賃金(帯同看護師も含む)については基準を定め決定します。
62	小中学校通学区の設定及び変更	4市町村とも通学区を定めています。合併時、現行どおりとします。 通学区の見直しを行う場合は、児童・生徒数の動向により、小・中学校の適正規模・適正配置と合わせて検討します。 現在佐久市で行っている通学区の一部自由化は継続して実施します。
63	ふるさと創生人材育成事業補助事業	佐久市・御代田町が実施しています。 合併時、中学生海外研修、洋上セミナーについては佐久市の例を基本に統一します。 概要 海外研修 / 中学3年生を対象とし、英語圏で10日程度実施 洋上セミナー / 中学1・2年生を対象とし、神津島・新島で3泊4日程度実施 参加者負担金 / 研修費等経費総額の2割程度
64	男女共同参画プラン	佐久市・臼田町・浅科村が策定しています。 合併後1年以内に、各市町村の現行の内容を尊重し、計画を策定します。
65	女性問題研究会	佐久市・御代田町で設置しています。 合併時、新市において設置します。
66	文化財保護審議会	4市町村とも設置しています。合併時、審議会を設置します。
67	体育協会	4市町村とも設置しています。合併時、佐久市体育協会の事業・組織を基本に統一します。
68	体育協会補助金・委託料	4市町村が実施しています。合併時、補助・委託基準を統一して実施します。